

新潟地方裁判所高田支部 平成●●年(〇〇)第●●号 侵害財産権返還請求事件

国側当事者・国

平成20年10月30日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 更正処分等は、①収入金額を定める所得税法36条1項(収入金額)に反していること、②納税者の報酬を「謝礼金」と誤認して雑所得としたこと、③更正処分等の前に納税者に弁明の機会を与えなかったこと、等の点において、憲法違反の無効なものであるとの納税者の主張が、更正処分等の取消しを求める訴え及び更正処分等の無効確認を求める訴えをそれぞれ提起し、いずれの訴訟においても、納税者の請求を棄却する判決が確定している事実が認められるため、前訴の既判力に反し許されないとして排斥された事例
- (2) 所得税等の納付手続を納税者の妻が行ったが、その際、納税者は納税に同意していなかったため、課税庁による徴税手続は、違法なものであるとの納税者の主張が、所得税等の納付は、いずれも納税者名義で行われたものであることが認められるため、所得税の徴収にあたり、収納官吏において、納税者の納税の同意を確認すべき義務があったということはできないから、徴収手続に違法はないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1)・(2) 省略

判	決
原告	甲
被告	国
上記代表者法務大臣	森 英介
上記指定代理人	青木 優子
同	飯塚 篤
同	今井 優
同	米山 節夫
同	土田 幸宏
同	服部 智紗子
同	中坪 敬治
同	小林 淳子
同	石井 明美

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は原告に対し、2766万7300円及び内金2756万0800円に対する平成6年6月28日から、内金10万6500円に対する平成7年3月31日から、各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 原告の主張

- 1 糸魚川税務署長は、原告に対し、平成6年5月30日、原告の平成3年分の所得税について、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定（以下「本件更正処分等」という）をした。
- 2 原告は、本件更正処分等に基づき、平成6年6月27日、本税及び延滞税合計2756万0800円を納付した。
- 3 しかし、本件更正処分等は、①収入金額を定める所得税法36条1項に反していること、②原告の報酬を「謝礼金」と誤認して雑所得としたこと、③本件更正処分等の前に原告に弁明の機会を与えなかったこと、等の点において、憲法違反の無効なものであった。
- 4 また、上記2の納付手続は、原告が身柄を拘束されていたため、原告の妻が行ったが、その際、原告は納税に同意していなかった。したがって、課税庁による本件の徴税手続は違法なものであった。
- 5 以上によれば、無効な本件更正処分等に基づいて行われ、手続的にも違法な本件の徴税は、憲法で保障された原告の財産権に対する侵害であるから、その侵害の回復、即ち、納付した金員の返還を求める。

第3 被告の主張

- 1 原告の主張1、2は認めるが、同3ないし5は争う。
- 2 原告は、本件更正処分等の取り消しを求める訴えを平成10年に、本件更正処分等の無効確認を求める訴えを平成15年に、それぞれ提起したが、いずれの訴訟においても、原告の請求を棄却する判決が確定している。
- 3 そうすると、本件更正処分等の無効に係る原告の主張は、前訴判決の既判力に反し許されないというべきである。
- 4 平成6年6月27日の所得税等の納付は、いずれも原告名義で行われたものであり、徴収にあたって原告の納税の同意を確認すべき理由はないから、本件の徴税手続に違法はない。

第4 判断

- 1 原告の主張1、2は当事者間に争いがなく、乙1ないし5によれば、被告の主張2の事実が認められる。

【判示(1)】 そうすると、本件更正処分等の無効に係る原告の主張は、前訴の既判力に反し許されない。

【判示(2)】 2 甲3、4によれば、平成6年6月27日の所得税等の納付は、いずれも原告名義で行われたものであることが認められる。そうすると、所得税の徴収にあたり、収納官吏において、原告の納税の同意を確認すべき義務があったということはできないから、本件の徴税手続に違法はない。

- 3 以上によれば、原告の請求は理由がない。

新潟地方裁判所高田支部

裁判官 庄司 芳男